○関東地方整備局告示第百五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十五日

関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　千葉県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成九年建設省告示第二百四十四号船橋都市計画道路事業三・四・十五号本郷町古作町線（西船橋）

三　事業施行期間　自平成九年二月二十一日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十五日

関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　千葉県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成九年建設省告示第二百六号柏都市計画道路事業三・三・二号箕輪青葉台線

三　事業施行期間　自平成九年二月十八日至平成二十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成九年建設省告示第二百六号、平成十五年関東地方整備局告示第百二十三号及び平成十九年関東地方整備局告示第百五号の事業地のうち、千葉県柏市逆井二丁目及び増尾台三丁目地内において事業地を変更する。

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百七号

次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十五日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十五日

関東地方整備局長　下保　修

路線名　中部横断自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
佐久市伴野字堰下一〇二六番四地先から同市長土呂字西近津一七六三番七まで	前	最大 二八三・九〇〇メートル 最小 一二・八〇〇	五・八四九キロメートル
	後	最大 二八三・二〇〇 最小 一二・八〇〇	五・八四九
小諸市大字和田字森下二五五番一から同市大字和田字日名田二〇五番三まで	前	最大 六六・八〇〇 最小 一四・六〇〇	〇・六三五
	後	最大 六五・二三〇 最小 一四・六〇〇	〇・六三五
佐久市長土呂字北近津一〇六九番二から同市長土呂字上宮原八九四番二一まで	前	最大 五八・七八〇 最小 一三・四〇〇	〇・七七六
	後	最大 六一・六一〇 最小 一三・四〇〇	〇・七七六
小諸市大字和田字釜田三一番一地先から同市大字御影新田字野火付四二八番一地先まで	前	最大 五五・三六〇 最小 一六・九〇〇	〇・八一一
	後	最大 五四・〇二〇 最小 一六・九〇〇	〇・八一一

図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

○関東地方整備局告示第百八号

次のように道路の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十五日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十五日

関東地方整備局長　下保　修

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
中部横断自動車道	佐久市伴野字堰下一〇二七番二地先から同市長土呂字西近津一七六三番七まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局長野国道事務所
〃	小諸市大字和田字森下二五五番一から同市大字和田字日名田二〇五番三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	〃
〃	佐久市長土呂字北近津一〇六九番二から同市長土呂字上宮原八九四番二一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	〃
〃	小諸市大字和田字釜田三一番一地先から同市大字御影新田字野火付四二八番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	〃

供用開始の期日　平成二十三年三月二十六日

○北陸地方整備局告示第二十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十五日

北陸地方整備局長　前川　秀和

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　七号及び二百九十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
村上市上助渕字谷地一八四三番四から同市上助渕字谷地一八五〇番三まで	前	二〇〇・〇〇〇～三〇〇・五〇〇メートル	〇・七七キロメートル
	後	二〇〇・〇〇〇～二〇〇・七五〇	〇・〇七七

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

○北陸地方整備局告示第二十五号

次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十五日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十五日

北陸地方整備局長　前川　秀和

(一)　道路の種類　高速自動車国道

(二)　路線名　日本海沿岸東北自動車道

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
村上市上助渕字谷地一八五七番一から同市猿沢字上野堺四九八番一まで	前	一一・〇〇～一四七・〇〇〇メートル	九・〇四九キロメートル
	後	一一・三九～一四九・〇〇〇	九・〇四九

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局羽越河川国道事務所